

萩市高等学校進学奨学金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、萩市高等学校進学奨学金（以下「進学奨学金」という。）の給付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「高等学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する全日制・定時制・通信制の高等学校をいう。

(給付要件)

第3条 進学奨学金の給付を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、高等学校に在学する1年生（入学が決定している者（以下「入学予定者」という。）を含む。）、2年生及び3年生で次に掲げる全ての要件を備えていなければならない。

- (1) 向上心に富み、経済的理由により修学が困難な学生であること。
- (2) 奨学生を扶養している者（以下「保護者等」という。）が、本市に住民票を有していること。
- (3) 次に掲げる学校に入学が決定し、又は在学していること。
 - ア 山口県立萩高等学校
 - イ 山口県立萩商工高等学校
 - ウ 萩光塩学院高等学校
 - エ 山口県立大津緑洋高等学校海洋技術科又は海洋科学科
- (4) 萩市の他の奨学金の給付を受けていないこと。

(給付年額及び期間)

第4条 進学奨学金の給付年額及び期間は、次のとおりとする。

区分	給付年額及び期間
全日制	年額12万円（3年を限度）
定時制・通信制	年額9万円（4年を限度）

(給付申請)

第5条 進学奨学金の給付を受けようとする者は、市長が定める日（以下「募集期限の日」という。）までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 萩市進学奨学金給付申請書（別記第1号様式）
- (2) 入学を予定する高等学校の合格証の写し（入学予定者に限る。）
- (3) 当該年度における高等学校の在学証明書（任意様式）
- (4) 生計を一にする全ての者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（氏名及び住所の記載のあるもの）の写し
- (5) 生計を一にする全ての者（高校生以下の者を除く。）の所得証明書（申請年度の前年度分。ただし、やむを得ないときは、前々年度分。）
- (6) 生計を一にし、市内に住民票を有する全ての者（高校生以下の者を除く。）の収

入及び市税状況等確認同意書（別記第2号様式）

(7) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、市内に住民票を有する者が、前項第6号に掲げる書類を提出したときは、前項第4号及び第5号に掲げる書類の提出を省略することができる。
(給付の決定等)

第6条 市長は、前条の給付申請があったときは、募集期限の日から遅滞なくその内容を審査し、給付の可否を決定の上、萩市進学奨学生給付決定通知書（別記第3号様式）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(交付の申請等)

第7条 前条の規定による給付の決定通知を受けた者は、直ちに口座振替依頼書及び保証人届出書（別記第4号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
(異動等の届出)

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに萩市奨学生異動等届書（別記第5号様式）に当該事実を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、疾病その他やむを得ない事情により奨学生本人が届け出ることができないときは、代理人が届け出ることができる。

- (1) 高等学校を休学、停学、留年又は復学したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 転学したとき。
- (4) 奨学生を辞退するとき。
- (5) 住所又は氏名を変更したとき。
- (6) その他本人及び保護者について異動があったとき。

2 奨学生は、保証人を変更するときは、直ちに保証人変更届出書（別記第6号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の取消し等)

第9条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、進学奨学生の交付を取り消すことができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) 奨学生を辞退したとき。
- (3) 修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (4) その他給付要件に該当しないことが判明したとき。
- (5) その他市長が特に不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により進学奨学生の交付を取り消したときは、直ちにその旨を書面により、当該奨学生に通知するものとする。

(返還)

第10条 市長は、奨学生が前条各号のいずれかに該当したときは、進学奨学生の全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年○月○日から施行する。